

大洗研究所（北地区）原子炉施設保安規定の変更に係る質問管理表

令和元年 12 月 6 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所
環境技術開発センター 材料試験炉部

番号	項目	年月日	コメント内容	備考
1	別表第 24	R1. 11. 14	【審査会合】 巡視及び点検の注釈の内容について、保安規定上明確に分かるようにすること。	R1. 12. 6 回答 ・資料 JMTR-1-2
2	別表第 24	R1. 11. 27	【面談】 申請書上、「がれき等の撤去の状況に応じた」と分からない。審査会合で確認した 3 段階（「現状」、「解体・撤去」、「基礎部のみの状態」）を保安規定に記載はできないのか。	R1. 12. 6 回答 ・資料 JMTR-1-2
3	別表第 24	R1. 11. 27	【面談】 申請書上、点検をやるのか否か明確にすべき。	R1. 12. 6 回答 ・資料 JMTR-1-3

【審査会合】：第 9 回核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合

【質問回答 1】

R1. 11. 14 第 9 回核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合における補足説明

【コメント内容】

巡視及び点検の注釈の内容について、保安規定上明確に分かるようにすること。

(回答)

11/14 の審査会合での回答

二次冷却システムの冷却塔に係る部分について注釈を適用させることを考えている。そのため、注釈の文頭に「二次冷却システムの冷却塔については、」を追記することを検討したい。

質問回答 2 及び質問回答 3 に記載のとおり。

【質問回答 2】

R1. 11. 27 面談における補足説明

【コメント内容】

申請書上、「がれき等の撤去の状況に応じた」だと分からない。11/14 の審査会合で確認した 3 段階（「現状」、「解体・撤去」、「基礎部のみの状態」）を保安規定に記載はできないのか。

(回答)

11/27 面談での回答

「倒壊した冷却塔のがれき等の撤去の状況に応じた」という表現は法令報告より引用している。また、「倒壊した冷却塔のがれき等の撤去」という表現は 1 つのワードとして考えている。安全な状態となる基礎部のみになる状態まで撤去するということを表している。

「倒壊した冷却塔のがれき等の撤去の状況に応じた」を「倒壊した冷却塔周辺のがれき等の撤去状態、倒壊した冷却塔の解体・撤去状態、撤去後の基礎部のみとなった状態における」に置き替える。

具体的には、「*：倒壊した冷却塔のがれき等の撤去の状況に応じた保安のための巡視及び点検を行う。」を「*：二次冷却システムの冷却塔については、倒壊した冷却塔周辺のがれき等の撤去状態、倒壊した冷却塔の解体・撤去状態、撤去後の基礎部のみとなった状態における保安のための巡視及び点検を行う。」に変更する。

【質問回答 3】

R1. 11. 27 面談における補足説明

【コメント内容】

申請書上、点検をやるのか否か明確にすべき

(回答)

今回の保安規定変更において、保安規定第5編別表第24（原子炉停止中の本体施設等の巡視及び点検）の二次冷却系統について、休日等は原子炉停止中の巡視及び点検は行わないとして、「－」としているが、「－」に注釈*を追記し休日等についても二次冷却系統の冷却塔については、倒壊した冷却塔周辺のがれき等の撤去状態、倒壊した冷却塔の解体・撤去状態、撤去後の基礎部のみとなった状態における保安のための巡視及び点検を行うことを明記する。また、勤務日についても、二次冷却系統の冷却塔については、倒壊した冷却塔周辺のがれき等の撤去状態、倒壊した冷却塔の解体・撤去状態、撤去後の基礎部のみとなった状態における保安のための巡視及び点検を行う。

(補足説明)

保安規定では、二次冷却系統について、休日等は原子炉停止中の巡視及び点検は行わないとして、「－」としているが、自主的な保安活動として特定施設については、休日等も巡視及び点検を行っている。

これらを踏まえて、原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）において、保安規定第5編別表第24（原子炉停止中の本体施設等の巡視及び点検）の二次冷却系統について、「*：二次冷却系統の冷却塔については、倒壊した冷却塔のがれき等の撤去の状況に応じた保安のための巡視及び点検を行う。」を「*：二次冷却系統の冷却塔については、倒壊した冷却塔周辺のがれき等の撤去状態、倒壊した冷却塔の解体・撤去状態、撤去後の基礎部のみとなった状態における保安のための巡視及び点検を行う。」に変更する予定である。

以上